

令和7年（2025年）10月23日

時 間 午後1時00分～
会 場 全員協議会室

市長記者会見資料

1 市職員の通勤手当不正受給について

令和7年（2025年）10月23日

市職員の通勤手当不正受給について

このたび、本市職員による通勤手当不正受給が判明し、市民の皆様の信頼を大きく損なう事態となりましたことを心より深くお詫び申し上げます。

令和6年10月に開始した通勤手当の実態調査の結果、不正受給が確認された職員及びその管理監督責任を負う管理職並びに両副市長の計108人に対し、任命権者ごとに処分等を行いましたので御報告します。（うち9人は既に退職）

なお、市長自身の責任として減給相当を判断しましたが、既に市長は公約実現のための任期中の月額報酬及び退職手当の3割削減を行い、学校給食費の無償化及び学校体育館の空調化などに取り組んでいます。今回の職員通勤手当等の不正受給事故を受け、報酬等削減理由に本件事故の責任を加えるものとします。

任命権者ごとの処分等の内訳

（単位：人）

任命権者	役職	事故者							小計	管理監督責任	合計
		懲戒処分		人事措置		既に退職した者				人事措置	
		停職1月	戒告	訓告	嚴重注意	戒告相当	訓告相当	嚴重注意相当		嚴重注意	
市長	副市長	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
	部長	1	0	0	0	0	0	0	1	3	4
	課長	0	1	1	0	0	0	0	2	3	5
	課長補佐	0	0	1	2	1	2	0	6	—	6
	主査	0	1	3	9	0	0	2	15	—	15
	主任	0	5	13	36	1	0	3	58	—	58
	主事	0	1	1	6	0	0	0	8	—	8
	計	1	8	19	53	2	2	5	90	8	98
教育委員会	課長	0	1	0	0	0	0	0	1	2	3
	主査	0	0	0	1	0	0	0	1	—	1
	主任	0	0	0	3	0	0	0	3	—	3
	主事	0	0	0	1	0	0	0	1	—	1
	計	0	1	0	5	0	0	0	6	2	8
選挙管理委員会	課長	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	主任	0	1	0	0	0	0	0	1	—	1
	計	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2
合計	1	10	19	58	2	2	5	97	11	108	

【次ページあり】

<問い合わせ>（実態調査について）

総務部労務課長 富澤

電話042-620-7451

（処分等について）

総務部職員課長 石川

電話042-620-7203

（第三者による検証について）

総務部公文書管理課長 市川

電話042-620-7494

1 実態調査の結果

- (1) 不正に通勤手当を受給した職員数（事故者） 97人
- (2) 不正受給額の総額 9,154,207円 ※全額返納済
- (3) 不正受給の内容（1人あたり）
 - ア. 不正受給をしていた期間 最短1か月 から 最長5年6か月
 - イ. 不正受給金額 最小4,040円 から 最高491,778円

2 職員の処分等について

通勤手当を不正に受給した事故者 97 人のうち職員 11 人（内訳：停職 1 月 1 人、戒告 10 人）に対し、令和 7 年 10 月 23 日付で、地方公務員法第 29 条に基づく職員の懲戒処分を、任命権者ごとに行いました。

その他、19 人の職員に対し文書訓告、58 人の職員に対し嚴重注意の人事措置を行いました。

更に、所属職員が不正受給を行った管理職 7 人に対し、管理監督職の責任を踏まえ嚴重注意の人事措置を行ったほか、多数の職員による通勤手当の不正な受給が判明し、市政全体の信頼を著しく損なう結果となったことを重く受け止め、手当の支給事務を所掌している総務部長及び総務部労務課長、並びに、第一副市长及び第二副市长に対して嚴重注意を行いました。

なお、事故者 97 人のうち 9 人は既に退職をしており、2 人が戒告相当、2 人が訓告相当、5 人が嚴重注意相当です。

懲戒処分の公表については、八王子市職員の懲戒処分の公表基準に基づき、別紙のとおり公表します。

3 今後の対応

(1) 第三者による検証について

名称：八王子市職員の通勤手当等不正受給に係る第三者検討会

目的：多数の職員が不正受給を行った原因を分析し、各種手当等に関する制度や管理体制、市の組織文化や慣例、慣行のうち不正の温床となりうるもの等について意見をいただき、今後の再発防止策の策定並びに各種手当等に関する制度及び管理体制の見直しに反映させます。

検証内容：不正受給が発生した原因、調査方法、管理体制、再発防止策等

期間：令和 7 年 11 月～令和 8 年 3 月

構成：弁護士、大学教授、労働関係の専門家など幅広い知識、経験を有する方

人数：5 人

(2) 再発防止策について

ア 通勤・扶養・住居の各手当の届出内容と実態との確認徹底

当面の対応として、令和 7 年 6 月から 8 月にかけて実施した期首面談における所属長による確認に加え、当面の対応として 11 月の期中面談において、チェックシート等を活用し統一的かつ確実に確認を行います。

【次ページあり】

イ 職員の意識改革

市民の信頼に応えるため、全職員を対象とした公務員倫理研修を実施します。職員一人ひとりが、今回の通勤手当の不正受給を自分自身の問題として捉え、市民の期待に応える存在であることを自覚し、意識と行動の両面で、倫理の徹底を図ります。

ウ 継続的な再発防止策の実施

第三者による検証による再発防止策の提案に基づく、再発防止策を検討・実施します。

エ 条例等の見直しを検討

今後、職員の人事管理を適切に行うため、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例、職員の分限に係る手續及び効果並びに失職の特例に関する条例等について見直しを検討します。

(3) その他の手当について

今回の調査対象となっていない通勤手当、扶養手当、住居手当等についても、不正受給の再発防止に向けて確認を行います。特に悪質性の高いものについては、懲戒分限等審査会に諮り処分します。

また、今後、不正受給が発生した場合は厳正に対処し、基準に基づき公表します。

【参考】 通勤手当の実態調査の経過

令和6年9月18日	「適正な通勤手当の申請について（通知）」を全庁へ施行
令和6年10月3日	「令和6年度（2024年度）通勤手当受給者の実態調査について（依頼）」を各所属長に施行 対象者 公共交通機関利用者 1,111人
令和6年10月下旬 ～11月下旬	回答内容に基づき総務部労務課・学校教育部教職員課・総務部職員課でヒアリングを実施
令和6年12月下旬	労務課・教職員課で通勤手当の返納及び適正な通勤手当の支給を実施
令和7年3月18日	「適正な諸手当（通勤手当・扶養手当・住居手当）の届出について（通知）」を全庁へ施行
令和7年4月1日	「通勤手当のてびき」改正
令和7年5月16日	「令和7年度（2025年度）諸手当の受給実態の調査について（依頼）」を各所属長に施行
令和7年8月末	実態調査終了
令和7年9月初旬から	不正受給額の計算 懲戒処分等の検討開始

服務事故職員の懲戒処分等について

1. 懲戒処分

- | | |
|--------|---------------------|
| (1) 役職 | 部長 |
| 年齢 | 59歳 |
| 性別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和2年8月から令和6年9月まで |
| 不正受給額 | 373,556円 |
| 処分 | 停職 1月 |
| | ※なお、当該被処分者は同日付で依願退職 |
| (2) 役職 | 課長 |
| 年齢 | 58歳 |
| 性別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和5年11月から令和6年9月まで |
| 不正受給額 | 174,230円 |
| 処分 | 戒告 |
| (3) 役職 | 課長 |
| 年齢 | 60歳 |
| 性別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和6年7月から令和6年9月まで |
| 不正受給額 | 65,390円 |
| 処分 | 戒告 |
| (4) 役職 | 主査 |
| 年齢 | 60歳 |
| 性別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 平成31年4月から令和6年9月まで |
| 不正受給額 | 491,778円 |
| 処分 | 戒告 |
| (5) 役職 | 主任 |
| 年齢 | 62歳 |
| 性別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和3年6月から令和6年9月まで |
| 不正受給額 | 468,670円 |
| 処分 | 戒告 |

- | | |
|----------|-------------------|
| (6) 役 職 | 主任 |
| 年 齡 | 63 歳 |
| 性 別 | 女性 |
| 不正受給期間 | 令和3年10月から令和6年9月まで |
| 不正受給額 | 469,790 円 |
| 処 分 | 戒告 |
| (7) 役 職 | 主任 |
| 年 齡 | 51 歳 |
| 性 別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 平成31年4月から令和6年9月まで |
| 不正受給額 | 434,928 円 |
| 処 分 | 戒告 |
| (8) 役 職 | 主任 |
| 年 齡 | 33 歳 |
| 性 別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和4年2月から令和6年9月まで |
| 不正受給額 | 367,440 円 |
| 処 分 | 戒告 |
| (9) 役 職 | 主任 |
| 年 齡 | 29 歳 |
| 性 別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和3年2月から令和6年9月まで |
| 不正受給額 | 453,175 円 |
| 処 分 | 戒告 |
| (10) 役 職 | 主任 |
| 年 齡 | 46 歳 |
| 性 別 | 女性 |
| 不正受給期間 | 令和2年4月から令和6年9月まで |
| 不正受給額 | 393,372 円 |
| 処 分 | 戒告 |
| (11) 役 職 | 主事 |
| 年 齡 | 28 歳 |
| 性 別 | 男性 |
| 不正受給期間 | 令和2年7月から令和6年9月まで |
| 不正受給額 | 380,076 円 |
| 処 分 | 戒告 |

2. 人事上の措置

(1) 訓告

ア. 課長	1人
イ. 課長補佐	1人
ウ. 主査	3人
エ. 主任	13人
オ. 主事	1人

(2) 嚴重注意

ア. 課長補佐	2人
イ. 主査	10人
ウ. 主任	39人
エ. 主事	7人

(3) 嚴重注意（管理監督責任）

ア. 部長	3人
イ. 課長	6人

※総務部長、総務部労務課長を含む

3. 理事者の措置

第一副市長	嚴重注意			
	給料10分の3	3月	自主返納	
第二副市長	嚴重注意			
	給料10分の1	1月	自主返納	